

第30回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和3年7月14日（水）	
開催場所	前橋市役所3階 32会議室	
出席委員	石渡聡委員長、関崇夫委員、多加谷則子委員、堀江信之委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条件付一般競争入札	1	<p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 令和2年度下半期発注工事等の審議について 宮寄委員より抽出された5件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 現在の委員については、本年8月31日をもって任期満了となる。新年度の委員については、今月中に関係団体を通じ依頼する予定。</p>
簡易型条件付一般競争入札	1	
公募型指名競争入札		
指名競争入札	2	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具申の内容	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象の工事に関して、下請け業者へのしわ寄せや不当な契約がなされていないかなど、書面審査だけでなく直接ヒアリングするなどして確認を行ってほしい。 ・指名競争入札において、指名回数に対する受注率が50パーセントを超えるような業者も見られる。なぜそういった高い割合になっているのか、注意深く見てほしい。 	

別紙

質問	回答
<p>1 永明公民館移転新築建築工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：建築一式 A 契約金額：384,500千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 使用資材について、市の設計金額と落札業者の見積価格に大きく差が出ているものがあるのはなぜか。</p>	<p>【事務局】 資材は協力業者と材工での契約を予定しており、長年取引のある協力業者から比較的安く仕入れができることがコストの縮減につながったものと思われます。</p>
<p>【委員】 コスト縮減により、資材の仕様は変わらないのか。</p>	<p>【事務局】 同等品もあり、ヒアリングの結果、グレードが下がることはありませんでした。</p>
<p>【委員】 低入札価格調査対象となる案件は、過去にもあるのか。</p>	<p>【事務局】 低入札価格で調査することは、年に2～3件ほどあります。</p>
<p>【委員】 価格以外の評価点が最終的な決め手となり落札業者が決定したが、総合評価方式においてこういったことは珍しいのか。</p>	<p>【事務局】 その通りです。価格点が75点なので、価格点の高い業者が比較的落札候補者になりやすく、こういった評価点での逆転現象は起こりにくいものと思われます。</p>
<p>【委員】 価格以外の評価項目は企業努力によるものとして有効に働いているということか。</p>	<p>【事務局】 その通りです。企業として何かしらの研鑽を積んでいることが評価につながったものと思われます。</p>
<p>【委員】 評価点といった情報はすべて透明化されているのか。</p>	<p>【事務局】 評価調書についてはぐんま電子入札システムにおいて公表しております。</p>

<p>【委員】</p> <p>市の予定価格は、建築資材の値上げ等、現在の市場の価格に見合った価格で設定されているのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>最新の単価で積算しています。</p> <p>また、年度をまたぐ工事に関しては、物価上昇に応じた設計変更をするという設計基準が設けられています。通常は最新の単価を使った設計が一年間有効のところ、翌年度まで要する工事については、物価の変動に応じて設計変更で対応するケースもあります。</p>
<p>2 西部第一落合土地区画整理事業 橋梁下部工工事（第2工区）</p> <p>入札方式：簡易型条件付一般競争入札</p> <p>工 種：土木一式 A</p> <p>契約金額：75,600千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>特になし</p>	<p>【事務局】</p>
<p>3 防災・安全交付金（道路）舗装長寿命化修繕工事（第8号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：ほ装 A</p> <p>契約金額：43,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>指名回数に対して高い落札率を誇る業者が見られるが、そういった状況についてどうしているのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>指名回数は極力平準化を考えていますが、それに対する落札回数は特に縛りを設けていません。</p> <p>ただし技術者要件において、会社にいる技術者の数や、一件の工事ごとに従事する技術者を把握しており、技術者の不足が見込まれる場合は指名を見合わせることもあります。</p> <p>会社の規模によっては、技術者の雇用が多いためにそういったことが起こりにくい場合もあります。また、会社の規模</p>

	<p>が大きくなればなるほど、それだけ受注をしていかないと経営面で厳しいのではないかとも思われます。</p> <p>地理的な条件を見込んで指名する場合は、ある程度入札本数自体も多くなるために落札回数も多くなるものと思われま</p>
<p>4 下細井団地西公園 遊戯施設整備工事（社資交第3号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：とび・土工・コンクリート AB</p> <p>契約金額：3,900千円（税抜き）</p>	
<p>【委員】</p> <p>技術的適性とは何か。</p>	<p>【事務局】</p> <p>とび・土工・コンクリートの工種につきましては、等級ごとに、各業者から得意な分野の聞き取りをしております。今回の案件は、遊戯施設において技術的なノウハウを持つ業者を選定するものです。そういった意味で、技術的に遊戯施設での適性があるということで技術的適性としています。</p>
<p>【委員】</p> <p>指名可能業者58者の中に技術的適性のあるのは7者ということか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>遊戯施設の受注ができる業者は7者以外にもおります。指名業者数は、設計金額に応じて設定されています。</p> <p>通常であればB等級から指名するところ相当数が確保できないため、前橋市建設工事業者選定要領第4条3項の規定に基づき、格付が上位の等級まで範囲を広げ、AB混合という格付での指名とさせていただきました。</p>

<p>【委員】 指名業者数は、予定価格に応じて決まるのか。</p>	<p>【事務局】 設計金額に応じて決定します。700万円以上は10者以上、700万円未満は7者以上となっています。</p>
<p>【委員】 当該工事は、官製談合事件の業者が受注した工事であるが完成後に事件が発覚したのか。</p>	<p>【事務局】 工事完成後に、逮捕容疑の案件として上がったものです。</p>
<p>5 前橋市新設道の駅 施設等整備工事（道建第1号） 入札方式：随意契約 工 種：土木一式 契約金額：820,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 独立採算型PFIということで、民間のノウハウと資金を積極的に活用するとあるが、民間の資金としてはどういう割合になっているのか。</p>	<p>【事務局】 PFI特定事業としましては、民間で建築し、寄付という形で市に所有権を移転し、その施設を用いて運営を行うという手法となっております。 それだけでなく、公設民営（市が施設を設置し、運営は事業者が運営するもの）と、公設公営（市が施設を設置・運営するもの）の合計3つの複合型の手法となっております。 今回、発注するのは市が負担する部分の施設等整備工事になります。</p>
<p>【委員】 建築工事については本件とは別で随意契約を結ぶということか。</p>	<p>【事務局】 その通りです。</p>

<p>【委員】 市から運営についての支払いはあるのか。</p>	<p>【事務局】 公設公営の部分については、指定管理料として支払いをいたします。</p>
<p>【委員】 受注業者が運営、維持管理を行うということだが契約に期限はあるのか。</p>	<p>【事務局】 運営の期間は15年として契約を締結しております。</p>
<p>【委員】 仮に15年の中で運営に折り合いがつかなくなった場合、市からの資金の提供は契約とは変わるのか。</p>	<p>【事務局】 企業努力によらない外的要因ということであれば協議という形になると思われます。</p>
<p>【委員】 15年後、再契約となった際、引き続き同じ業者との契約ができなくなった場合はどうなるのか。</p>	<p>【事務局】 公募になると思われます。</p>